

実施方針（案）等に関する質問・意見に対する回答（令和4年6月30日修正版）

令和4年6月30日

民間事業者 各位

入間市長 杉 島 理一郎

令和4年4月8日付で公表しました「入間市新庁舎等整備事業 実施方針（案）」等の質問事項について、次のとおり回答いたします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
1	実施方針(案)	3	11	5	施設コンセプト及び整備の基本方針	バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入は提案の加点対象でしょうか。	加点対象については募集要項にて公表いたします。
2	実施方針(案)	4	3	1	A・B棟は解体撤去	地下躯体の解体範囲は、提案によると考えてよろしいでしょうか。躯体、杭の残地は可能でしょうか。	解体範囲は提案によります。既存の躯体、杭は原則撤去を想定していますが、法令適合を前提にして残置する提案も可能です。
3	実施方針(案)	5	18	(6)	事業期間	事業期間はあくまで想定と理解しておりますが、スクラップ&ビルドでの施工(新築、改修、解体撤去)において、それぞれの想定期間がありましたらお示し頂けますでしょうか。	あくまで想定であることをご理解下さい。 新庁舎棟(設計・建設):令和5～令和7年度 市民協働棟(設計・建設):令和8～9年度 C棟改修(設計・改修):令和7～8年度 A・B棟解体(設計・解体):令和8～9年度 駐車場棟(設計・改修):令和8～9年度 実際の実施期間は提案によります。
4	実施方針(案)	5	18	(6)	事業期間	『開業支援業務』を実施する時期につき、お示し頂けますでしょうか。	あくまで想定ですが、什器備品調達支援は令和5～9年度、移転支援は令和7～9年度に実施を想定します。実際の実施時期は提案によります。
5	実施方針(案)	6	1	(7)	事業期間終了時の取扱い ①本施設の取扱い ②業務の引継	任意事業を行った場合、事業期間終了時に施設の状态および事業はどのように引き継ぐかご教示ください。	事業期間終了前に協議の上、決定する想定です。
6	実施方針(案)	6	12	(8)	本事業における事業者の収入 ①設計業務、工事監理業務、建設業務に係るもの	「設計業務、工事監理業務、建設業務に係る対価については、設計・施工一括契約においてあらかじめ定める額とし、本市が事業者を支払います。」とありますが、支払時期をご教示ください。 また、業務期間が約5年と長いことから支払時期は各業務完了時および中間時での支払いをご検討ください。	支払時期は各業務完了時および中間時での支払いを想定していますが、具体的な時期は協議の上、基本契約及び各契約の段階で決定します。
7	実施方針(案)	6	14	(8)	本事業における事業者の収入	あらかじめ定められる価格等は、募集要項等において公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針(案)	6	21	(8)	本事業における事業者の収入	任意事業の提案は加点になるのでしょうか。	加点対象については募集要項にて公表いたします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
9	実施方針(案)	10	2	(1)	募集スケジュール	基本協定締結後に事業者としての地位が確定しますが、基本契約締結(議会承認)前に本事業の協議を開始できますでしょうか。	業務実施に向けての協議ということであれば、基本協定締結後から協議は可能です。
10	実施方針(案)	12	1	(3)	事業方針等の公表以降における手続き	提案前の「個別対話の実施」は、可能であれば必要に応じて複数回実施願えませんでしょうか。要求水準等の解釈に関して一度の対話では確認しきれない事項もあろうかと存じます。	個別対話の複数回実施については必要に応じて対応いたします。
11	実施方針(案)	12	24	②	仮契約の締結、基本契約の締結	仮契約、基本契約の契約主体は『事業者』とありますが、実施方針(案)13頁に記載の本事業の業務を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループを指している、との理解ですが、念のため確認させて下さい。 (当該グループが基本協定の契約主体でもあり、仮契約、基本契約の契約主体にもなる、との理解です。) なお、特別目的会社(SPC)を設立して事業者とすることは当然に認められないとの理解ですが、併せて確認させて下さい。 (SPCの設立を可とする場合、応募グループ間にて計上費目が異なることが想定され、公平性の担保が困難となると考えております。)	どちらもお見込みのとおりです。
12	実施方針(案)	12	27	(4)	優先交渉権者選定後の手続 ③設計・施工一括契約の締結	「設計、施工、工事監理を担当する企業はJV(共同事業体)を組成することとします。」とありますが、設計・工事監理企業と施工企業とのJVとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針(案)	13	7	(1)	応募者の構成	構成企業の定義および範囲をご教示ください。	・構成企業＝市と直接契約を結ぶ企業、協力企業＝構成企業から一部業務を委託(下請)される企業 ・協力企業は共通資格要件を満たすこととします。 ・協力企業は同時に他の応募者の協力企業になることはできません(変更は可)。
14	実施方針(案)	13	11	(1)	応募者の構成	④「参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業の変更は認めません。」とありますが、構成企業の追加は認めますでしょうか。また、基本協定の締結時に事業者として追加することは可能でしょうか。	原則は参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業の変更は「やむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合」しか認められません。
15	実施方針(案)	13	15	(1)	応募者の構成	⑤「参加表明書の提出以降、応募者となる代表企業、構成企業は、同時に他の応募者となることはできないこととします。」とありますが、優先交渉権者決定後に事業者として参画することは可能でしょうか。	原則は参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業の変更は「やむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合」しか認められません。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
16	実施方針(案)	13	13	(2)	応募者の共通の資格要件	代表企業の参加資格要件の記載がありませんが、資格要件は問わないという理解でよろしいでしょうか。	代表企業としての参加資格要件はありませんが、応募者は本事業の業務を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループであり、代表企業はその構成企業のうちの1社となりますので、応募者の共通の資格要件のほか、担当する業務に係る資格要件は満たす必要があります。
17	実施方針(案)	13	31	⑦	応募者の共通の資格要件	指名停止措置に関しては、参加資格確認基準日から通常の一般競争入札にならない提案書類の受付まで、としていただけないでしょうか。その上で、基本協定締結時に指名停止措置を受けていた場合は基本協定を締結しないという整理をお願いできませんでしょうか。	指名停止措置に関しては、実施方針(案)の記載のとおりとさせていただきます。
18	実施方針(案)	13	32	⑦	応募者の共通の資格要件	入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく資格停止を受けていないものであることとありますが、労災事故による指名停止措置は除外頂けるとの理解ですが、念のため確認させてください。労災事故の予防を行うのは建設企業として当然ではありますがどんなに尽力しようともその全てを避けられるものではありません。	労災事故による指名停止措置も除外いたしません。
19	実施方針(案)	14	11	(3)	応募者の業務別の資格要件	業務ごとに実績が求められておりますが、共同企業体(JV)にて受託したものについても、業務実績としてお認めいただける、との理解でよろしいでしょうか。	共同企業体(JV)としての受託実績も認めます。出資比率の制限等、詳細については募集要項にてお示します。
20	実施方針(案)	14	25	(3)	応募者の業務別の資格要件 ②建設業務を行う者	要件ウ、エ、オの実績評価はJVのサブ(構成員)としての実績でも可能でしょうか。可能であれば出資比率の制限はあるのでしょうか。ご教示ください。	共同企業体(JV)としての受託実績も認めます。出資比率の制限等、詳細については募集要項にてお示します。
21	実施方針(案)	14	25	(3)	応募者の業務別の資格要件 ②建設業務を行う者	「建設業務を行う者が複数いる場合は、～その他の者は、アイおよびカの要件を満たすこととします。」とありますが、その他の者が設計・施工JVの代表企業を担うことは可能でしょうか。	可能です。
22	実施方針(案)	15	14	④	維持管理業務を行う者	アの名簿への登録に関し、参加機会確保の観点から、今回の事業に合わせて追加で登録できるようにしていただけないでしょうか。	入間市競争入札参加資格者名簿への追加登録はしません。ただし、参加資格要件については入札参加資格者名簿の登録を要しないこととします。募集時に提出する書類や実績にて該当業務が可能かを確認させていただくことを想定しています。
23	実施方針(案)	15	16	④	応募者の参加資格要件(建築物保守管理業務)	入間市競争入札参加資格者名簿に登録されていることとありますが、修繕業務も総合施設管理業務に登録されていれば宜しいでしょうか。	参加資格要件については入札参加資格者名簿の登録を要しないこととします。募集時に提出する書類や実績にて該当業務が可能かを確認させていただくことを想定しています。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
24	実施方針(案)	15	19	④-ア	応募者の参加資格要件(維持管理業務)	入間市競争入札参加資格者名簿(本業務における維持管理業務に関連する業種)の中で、「関連する業務」とは総合施設管理業務という認識で宜しいでしょうか。	参加資格要件については入札参加資格者名簿の登録を要しないこととします。募集時に提出する書類や実績にて該当業務が可能かを確認させていただくことを想定しています。
25	実施方針(案)	15	27	⑤-ア	応募者の参加資格要件(運営業務)	入間市競争入札参加資格者名簿(本業務における運営業務に関連する業務に関連する業種)の中で、その他の業務の名簿上の総合施設管理業務に登録がしてあれば宜しいでしょうか。	参加資格要件については入札参加資格者名簿の登録を要しないこととします。募集時に提出する書類や実績にて該当業務が可能かを確認させていただくことを想定しています。
26	実施方針(案)	16	3	(1)	著作権	必要な範囲において、無償で使用できるとありますが提案書を使用する際は事前に連絡等をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施方針(案)	17	7	2	予想されるリスクと責任分担	責任分担の程度や具体的な内容については基本契約および各契約で規定とありますが、すべてのリスク分担は優先交渉者決定後に詳細協議という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施方針(案)	18	1	(3)	モニタリングの費用	実施方針(案)17頁に『事業者によるセルフモニタリング』とありますが、実施方針(案)4頁の本事業の対象業務には『セルフモニタリング』の記載がありません。業務対価の考え方についてご教示頂けますでしょうか。 (要求水準書39頁に、『2. 設計業務に係る要求水準』としてセルフモニタリングの記載がありますが、他業務についての記載は見受けられませんでした。)	セルフモニタリングについては各業務内において実施していただくことを想定しています。設計業務以外のセルフモニタリングについては記載を見直す予定です。
29	実施方針(案)	23	11 16	1	本事業の継続が困難となった場合の措置	「本市が基本契約を解除した場合、本市は事業者に対し、本市が被った損害の賠償を請求することができます。」とありますが、損害賠償請求としてどのような事象・金額を想定されているかご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由により本市が基本契約を解除し、改めて事業者を公募する場合に必要な費用等を想定しています。
30	実施方針(案)	23	21	(3)	その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	『事業の継続が困難と本市が判断した場合』とありますが、合理的にご判断頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	実施方針(案)	25	3	(1)	債務負担行為	『債務負担行為の設定』の結果は公表頂けるのでしょうか。また、募集要項等に金額を記載頂けるのでしょうか。	債務負担行為は令和4年6月議会で議決を受けたのち、市公式ホームページにて公表します。また、予定価格は募集要項にて公表いたします。
32	実施方針(案)	26	11	共通	社会情勢許認可	「上記以外の許認可に関するもの」とはどのような事象を想定されているかご教示ください。	特に具体的に想定しているものではありません。
33	実施方針(案)別紙 リスク分担表	26	11	別紙	許認可	『上記以外の許認可に関するもの』のリスク分担が事業者にと記載されておりますが、本件については、市及び事業者双方に○ではないでしょうか。	基本契約および各契約での協議事項とします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
34	実施方針(案)	26	16	共通	社会情勢 税制度	「その他税制度の新設・変更によるもの」とはどのような事象を想定されているかご教示ください。	特に具体的に想定しているものではありません。
35	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	26	17	別紙	税制度	『その他税制度の新設・変更によるもの』のリスク分担が事業者により記載されておりますが、本件については、市及び事業者双方に○ではないでしょうか。	基本契約および各契約での協議事項とします。
36	実施方針(案)	26	22	共通	社会情勢 住民問題	「上記以外の調査・設計・建設および維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの」とはどのような事象を想定されているかご教示ください。	工事の仮設フェンスや工事車両の通行に関する住民の要望等、各業務に係る事象を想定しています。
37	実施方針(案)	26	27	共通	社会情勢 住民問題	上記以外の調査・設計・建設および維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するものにおいて事業者欄に○がありますが、善管注意義務を果たしている場合は免責という内容でお願いいたします。	善管注意義務を果たしている場合は免責としますが、詳細は基本契約および各契約での協議事項とします。
38	実施方針(案)	27	1	共通	社会情勢 環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題(有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等)に関するものにおいて事業者欄に○がありますが、貴市と事業者の分担項目を設けていただきたく、ご検討をお願いいたします。	事業者が行う業務に起因する環境問題については、事業者が責任をもって対策と対応をお願いします。
39	実施方針(案)	27	6	共通	社会情勢 第三者賠償	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するものにおいて事業者欄に○がありますが、貴市と事業者の分担項目を設けていただきたく、ご検討をお願いいたします。	事業者が行う設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するものについては、事業者が責任をもって対応と対策をお願いします。
40	実施方針(案)	27	6	共通	社会情勢 第三者賠償	施設の劣化および維持管理の不備による事故に関するものにおいて事業者欄に○がありますが、一般的な経年劣化によるものは免責ではないでしょうか。ご検討のほどお願いいたします。	一般的な経年劣化によるものは免責としますが、事業者が必要な修繕を行わなかった場合は「維持管理の不備」となり事業者負担となります。
41	実施方針(案)	27	6	共通	社会情勢 第三者賠償	第三者の知的財産権を侵害した場合において事業者欄に○がありますが、貴市の指示かつ事業者が第三者の権利を知らない場合は免責とするの理解でよろしいでしょうか。	本市の指示の場合は「本市の事由によるもの」に該当するため本市が責任を負います。第三者の権利を知らない場合は本市は責任を負いません。相当の注意をもって知らないということがないようにしてください。
42	実施方針(案)	27 29	15	共通	不可抗力 ※1	「※1:整備期間中に生じた不可抗力による被害は、施設整備費の1%相当までを、～」とありますが、対象となる施設整備費は工事契約金額総額or各事業毎金額(新設・改修・解体・その他 等)となるのかご教示ください。	不可抗力による被害を受けた業務ごとにする想定です。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
43	実施方針(案)	27	17	共通	物価変動	「インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減(一定の範囲内)」とありますが、一定の範囲内とはどの程度を想定されているかご教示ください。	「一定の範囲」については基本契約および各契約で規定します。
44	実施方針(案)	27	17	共通	物価変動	事業期間が長く情勢による変動が大きい中、物価変動に伴う改定の指標値の基準日は提案審査書類の提出期限と各事業(新設・改修・解体・その他 等)の着工月を対象として頂けないでしょうか。	物価変動に関する協議は事業者から申し出があった場合に実施することを想定しています。基準日についてはご要望を踏まえ検討します。
45	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	20	別紙	支払遅延・不能	『事業者の本市への支払遅延・不能によるもの』とございますが、事業者から貴市への支払いは具体的にどのようなものをご想定でしょうか。	任意事業において行政財産の使用許可による使用料や貸付による賃料を想定しています。
46	実施方針(案)	27	21		不可抗力	コロナウイルス等による緊急事態宣言は御市のリスクと考えて良いでしょうか。	基本契約および各契約での協議事項とします。
47	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	22	別紙	不可抗力	不可抗力のリスク分担の事業者欄に△※1に1%相当までを事業者が負担と記載されておりますが、1%の計算根拠をご教示願います。また、不可抗力である限り事業者負担をなしにご検討できませんでしょうか。	1%の負担については入間市建設工事請負契約約款第30条第4項の規定によります。本事業においても当約款を適用します。 1%の計算根拠については公共工事標準請負契約約款(国土交通省)に準拠しています。
48	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	22	別紙	不可抗力	不可抗力リスクには、今般の新型コロナウイルスといった疫病は含まれますでしょうか。	基本契約および各契約での協議事項とします。
49	実施方針(案)	27	28		物価変動	入間市建設工事請負契約約款第26条5号のいわゆる単品スライド条項は適用可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり適用可能です。物価変動により増加した費用について一定の範囲を超えた部分は市が負担することになります。不可抗力に係る条項(約款第30条第4項)に準じ、事業者の負担は100分の1とします。
50	実施方針(案)	27	28		物価変動	インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減の一定の範囲を超えた部分と記載が御座いますが、具体的に御示し頂けないでしょうか。	「一定の範囲」については基本契約および各契約で規定します。
51	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	28	別紙	物価変動	一定の範囲内の物価変動リスクは事業者が負担するとありますが、募集要項時に具体的な負担範囲をお示しいただけますでしょうか。	「一定の範囲」については基本契約および各契約で規定します。
52	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	29	別紙	物価変動	『一定の範囲を超えた場合』とございますが、昨今の物価高騰状況を鑑み、起算日については提案書提出日としていただきますよう、強くお願い申し上げます。	物価変動に関する協議は事業者から申し出があった場合に実施することを想定しています。基準日についてはご要望を踏まえ検討します。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
53	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	29	別紙	物価変動	インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減に『一定の範囲内』『一定の範囲を超えた部分』との記載がありますが、『一定の範囲』の具体的な数値をどのように想定されておりますでしょうか。	「一定の範囲」については基本契約および各契約で規定します。
54	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	27	29	別紙	物価変動	『一定の範囲を超えた場合』とございますが、物価変動を測定する指標は実際の物価変動が反映されやすい指標としていただきますよう、お願い申し上げます。 (例・・・建設物価(一般社団法人建設物価調査会):建設資材物価指数(建築部門-全国平均)など)	例に挙げられているような指標を採用することを想定しますが、ご要望に応じて協議することも検討しています。
55	実施方針(案)	28	5	計画設計段階	土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財発見に関するもの	「～情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等」とありますが、合理的に想定できなかったとはどのような範囲を想定されているかご教示ください。	特に具体的に想定しているものではありません。
56	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	28	7	別紙	土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財発見に関するもの	『地質障害・地中障害物等』とございますが、『地質障害』と土壌汚染は使い分けの意図はございますでしょうか。	地質障害は地盤や地下水の状況等によって本事業に支障が出た場合を想定しております。
57	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	28	10	別紙	建設工事段階	工事期間中、水光熱費負担(試運転時等)は、通常発注者にご負担頂きます。本事業はDBO案件ですので、発注者であられる貴市にご負担頂けるとの理解ですが、念のため確認させて下さい。	工事期間中の工事に要する水光熱費負担は当該事業費に含んでください。
58	実施方針(案)	28	11	建設工事段階	工事 工事遅延	上記以外の事由に起因する工事完了の遅延において事業者欄に○がありますが、善管注意義務を尽くした場合は免責としたく内容変更のご検討のほどお願いいたします。	善管注意義務を果たしている場合は免責としますが、詳細は基本契約および各契約での協議事項とします。
59	実施方針(案)	28	14	建設工事段階	工事費増大	「上記以外の工事費の増大・予算超過」とはどのような事象を想定されているかご教示ください。	事業者による調査の未実施・不備・誤り等以外の、事業者の責による工事費の増大・予算超過を想定しています。
60	実施方針(案)	28	14	建設工事段階	工事 工事費増大	上記以外の工事費の増大・予算超過において事業者欄に○がありますが、善管注意義務を尽くした場合は貴市との協議のうえ決定するとの内容での変更のご検討をお願いいたします。	善管注意義務を果たしている場合は免責としますが、詳細は基本契約および各契約での協議事項とします。
61	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	28	19	別紙	部分使用	現段階で、竣工前に貴市が本施設を利用するご想定はありますでしょうか。	現段階では竣工前に新庁舎を利用する想定はございません。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
62	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	28	21	別紙	事業敷地の維持保全	『施設整備期間中の事業敷地』とございますが、設計期間中にも事業者にて事業敷地を管理する必要がありますでしょうか。	建設工事段階から事業敷地の管理をお願いいたします。
63	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	29	1	別紙	光熱水費変動	『本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標』とございますが、どのようなものをご想定でしょうか。具体的にお示し頂けると幸いです。	具体的には事業者決定後、協議により定めることを想定しています。
64	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	29	1	別紙	光熱水費変動	『本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標』とございますが、貴市との協議・合意の時期についてのお考えをご教示下さい。	維持管理及び運営業務計画書において定めることを想定しています。
65	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	29	1	別紙	光熱水費変動	開庁支援準備業務を実施する期間における水光熱費についても、維持管理運営段階と同様に扱われるのでしょうか。ご教示下さい。	開庁準備業務において水光熱費が発生することは想定しておりません。
66	実施方針(案)	29	25	事業終了段階	移管施設の性能確保	事業期間終了時における要求水準の保持・原状回復 において事業者欄に○がありますが、経年劣化分は除かれる(現状有姿)との認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	29	25	別紙	施設の性能確保	『事業期間終了時における要求水準の保持・原状回復』とございますが、大規模修繕は貴市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	予防保全の観点から要求水準の保持・原状回復をお願いするものです。事業期間終了時の大規模修繕は事業範囲に含まれません。
68	実施方針(案) 別紙 リスク分担表	29	29	別紙	移管手続	『事業者の清算手続に伴うもの』とございますが、具体的にどのようなものをご想定でしょうか。特別目的会社(SPC)を設立することは無いとの理解ですので、念のためお聞きしております。	お見込みのとおり、本事業では特別目的会社(SPC)の設立は想定しておりません。ご指摘の項目は削除いたします。
69	要求水準書(案)				目次	「第7章 3.解体工事および関連業務に関する要求水準」P50、とありますが、本文内ではありません。	「3. 解体工事および関連業務に関する要求水準」は削除いたします。
70	要求水準書(案)	5	28	10	設計管理技術者	設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術者は同一の人員としてもよろしいでしょうか。	設計業務と工事監理業務の管理技術者は兼務可能とします。
71	要求水準書(案)	11	13	(4)	改修対象施設の改修履歴等	改修対象施設の劣化診断調査は実施済みでしょうか。未実施の場合、今後実施の予定はありますでしょうか。	改修対象施設の劣化診断調査は実施しておりません。今後の実施予定もありません。
72	要求水準書(案)	12	32	④	DXに対する考え方	(仮称)入間市DXビジョンはいつ公表されるのでしょうか。	令和4年4月に公表しています。以下のURLを参照ください。 http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kakusyukeikaku/1014797.html

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
73	要求水準書(案)	12	32	④	DXに対する考え方	DXの提案内容はコストと連動します。提案内容によるコストは、別途ご検討いただけないでしょうか。	DXにかかるコストについては、4～5年後を見据えて技術革新を視野に入れた提案につき別途検討できるよう基本契約書に記載します。
74	要求水準書(案)	20	4	(1)	共通事項	ブラインド等は維持管理費を要さず、と御座いますがどのような機器を想定されておられますでしょうか。	具体的な想定はございませんが、故障しづらいものやメンテナンスが容易なもので維持管理費を抑えられるものを想定しております。
75	要求水準書(案)	21	1	(4)	駐車場	駐車場は、民間収益施設利用分と一体でもよろしいでしょうか。	来庁者用の駐車場は時間貸有料駐車場として別途事業者を選定する予定であるため、個別対話やご提案において来庁者の迷惑とならないような対策やその他諸条件を確認したうえで判断いたします。
76	要求水準書(案)	25	6	(2)	C棟の改修内容	「別紙9 既存施設改修内容」内に記載の「調査の上改修」とあるが、調査は事業開始後事業者で行うのでしょうか。また、調査により追加工事が発生した場合の費用は負担いただけるのでしょうか。	調査は事業者側でお願いします。追加工事の費用については予定価格の範囲で対応をお願いします。
77	要求水準書(案)	26	12	5.(1)	構造計画	新設する庁舎、市民協働棟の構造形式に対し、RC造、S造等の指定がありますが、要求水準による耐震性能や重要度係数を確保した前提で、他の構造方式を提案することはできないでしょうか。	構造形式については、指定のとおりにご提案をお願いします。
78	要求水準書(案)	28	27	(7)	給水設備	災害時の飲料水を3日分以上と記載が御座いますが、1人当たり何リットルで何人分を想定されておられますでしょうか。	一人当たり3リットルで避難者の最大見込を6,000人としています。
79	要求水準書(案)	28	27	(7)	給水設備	平時の残留塩素確保に十分配慮することと御座いますが、受水槽に薬注(塩素)装置は必要でしょうか。	現行の受水槽の規模と水道の使用量であれば薬注(塩素)装置は必要ありません。
80	要求水準書(案)	36	24	(5)	アスベスト含有材等使用状況調査及びPCBの処分	アスベスト等含有材の使用の有無は、コスト連動します。提案審査書類提出以降に調査結果が公表されるのであれば、関係するコストは、別途ご検討いただけないでしょうか。	アスベスト含有材等使用状況調査の結果は8月に公表する予定です。調査結果によっては、関係するコストについて別途検討いたします。
81	要求水準書(案)	51	18	(1)	夜間窓口(守衛室)	17:15～8:30は有人での警備と機械警備を併用すると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書(案)	54	2	(6)-①	消耗品の負担	消耗品(設備機器の定期交換部品、フィルター、電池、管球等)の使用量の目安は御座いますでしょうか。	設計により使用量の目安が変わるため、具体的な目安を提示できません。
83	要求水準書(案)	56	6	③-(1)	業務責任者	業務責任者は業務担当者や維持管理員を兼務する事は可能でしょうか。	業務に支障がないようであれば、業務責任者が他の業務を兼務することは可能です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
84	要求水準書(案)	57	10	(2)	業務の内容	維持管理・運營業務は11の業務に分割されると思いますが、複数社で業務を分担して担う場合、貴市との契約にあたっては、連名やJVでの契約となると考えてよろしいでしょうか。それとも11ごとに個別契約、または維持管理運營業務の代表となる企業との一括契約のうえ再委託する形になりますでしょうか。	複数社で業務を分担していただく場合の契約については、JVでの契約を想定しています。
85	要求水準書(案)	68	2	12-(1)	修繕業務の内容	【本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施することとします。】との記載について、施設の使用状況や自然環境等によって実施時期や内容の予測が困難なため、業務期間中の修繕費を受託者で担保する場合には安全値を勘案してのコスト高になるため現実性に欠ける恐れがあります。本事業から除外若しくは、実施の都度を精算する方式として頂けませんでしょうか。	本事業から除外する考えはございません。予定価格の範囲内で価格提案をお願いします。不測の事態については別途協議させていただきます。
86	要求水準書(案)	68	5	12-(2)	修繕計画書	【本施設の引渡しに先立ち、本施設の引渡しから事業期間終了までの修繕計画書を本市に提出し、本市の承諾を受けること。】の記載について、改修対象施設の修繕計画書・修繕費については、建物診断等の実施によって状態を把握した上で計画する必要があるため、応募提案時は除外として頂けませんでしょうか。	修繕計画書については、事業者募集の際にご提出いただくものではありません。施設の引渡しまでにご提出ください。
87	要求水準書(案)	68	1	12	修繕業務	事業期間全体での修繕に必要な経費は事業者の提案との理解で良いでしょうか。それとも御市で想定されている予算が御座いますでしょうか。	事業期間全体での修繕に必要な経費は事業者の提案によります。
88	要求水準書(案)	69	9	13(2)	電話交換業務	対応件数・内容を記録し、市からの要望に応じて報告することとありますが、内容の記録とは具体的にどの程度までの内容でしょうか。市としてのご要望をお願いします。交換手が円滑に電話をつなぐためには、別途記録手が必要になるかと思われま。	各課への接続、市施設の連絡先の問い合わせ、市組織等に関する簡易な問合せなど、あらかじめ決めた分類のどれに該当するかを記録しておくことを想定しています。
89	要求水準書(案)	74	1	10	任意事業に関する要求水準	余剰床等もしくは本事業の敷地内で発生する余剰地とありますが、床面積等の制限はありますでしょうか。	新庁舎及び市民協働棟の延床面積の要求水準を満たしているのであれば余剰床の床面積等に制限はありません。なお、市役所機能の遂行に支障のない範囲でのご提案をお願いします。
90	要求水準書(案)	74	4	10	任意事業に関する要求水準	地域活性化に資するものとありますが、市内の地元企業の参画は加点対象でしょうか。	加点対象については募集要項にて公表いたします。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
91	要求水準書(案)	74	16	10	任意事業に関する要求水準	任意事業の実施にあたっては本市との協議により決定すると思いますが、どのタイミングでの決定を想定されていますでしょうか。	事業者との協議により合理的に判断いたします。
92	要求水準書(案)				第7章 3.解体工事および関連業務に関する要求水準	解体撤去対象施設内には備品は残っていないとの認識でよろしいでしょうか。事業者にて撤去の必要がある場合は範囲およびリストの提示をお願いします。	解体撤去対象施設内には備品は残しません。別途業者に廃棄を依頼する予定です。
93	要求水準書(案)別紙5	1	-	-	市民協働棟 - 市民利用 - 会議室 - 備考	『OAフロアは不要か。フレキシブルな壁は可能か。以下、会議室同様。』とございますが、事業者側に提案を求めているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	要求水準書(案)別紙5	1	-	-	市民協働棟 - 全体共用 - 廊下等	『階段』、『エレベーター』とございますが、エスカレーターを提案することはNGとの理解でよろしいでしょうか。	現時点でエスカレーターを設置する想定はございません。ただし、提案によっては検討いたします。
95	別紙9 既存施設改修内容	1	1	1	改修内容について	既存市庁舎C棟の改修内容、範囲について、外装に関しては調査の上必要に応じて改修を行うとありますが、公募提案段階において範囲や数量は仮提案とし、調査後に貴市との協議の上範囲を決定し、必要に応じて費用の増減清算を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	別紙9 既存施設改修内容	2	1	2	改修内容について	既存駐車場棟の改修内容、範囲について、外装、内装、設備に関しては調査の上必要に応じて改修を行うとありますが、以下同上。	お見込みのとおりです。
97	別紙9 既存施設改修内容	1、2	1	1、2	改修内容について	調査、協議の上決定した改修範囲外の部分に関する、事業期間中の劣化、故障等による補修、交換、更新等の費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書(案)別紙13	-	-	-	全般	『工事請負契約書の写し』、『工程表(契約用)の写し』、『内訳書(契約用)の写し』とございますが、貴市にて保管されていると考えますが、再度写しの提出が必要なのでしょうか。	ご指摘のとおり当市においても左記3点の書類を保管しておりますが、埼玉県建築工事实務要覧に完工図書として定められているため、ご提出いただきますようお願いいたします。
99	要求水準書(案)別紙等一覧			別紙1	敷地測量調査結果	敷地測量調査結果は確定測量図との認識でよろしいでしょうか。また、CADデータで頂くことは可能でしょうか。	事業敷地の敷地測量調査結果はありませんが、事業敷地を囲んだ公共用地(道路)境界画定図があります。CADデータはございません。公共施設マネジメント推進課に紙ベースで保管してあります。紙ベースでの閲覧は可能です。
100	要求水準書(案)別紙等一覧				別紙1～4	別紙1～4の資料をデータで頂くことは可能でしょうか。	公共施設マネジメント推進課に紙ベースで保管してあります。紙ベースでの閲覧は可能です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
101	【市内事業者向け説明会資料】 新庁舎等整備事業について	30			本事業の事業スキームと事業者の関係	図の事業者グループ(コンソーシアム)内にある構成企業と協力企業の違いが知りたい。	コンソーシアムは本事業へ応募される企業のグループになります。コンソーシアムを構成する企業(構成企業)から業務委託(下請け)される企業が協力企業となります。なお、業務委託を受ける協力企業がコンソーシアムに含まれる場合と含まれない場合があります。